

運営協議会 議事要旨

令和7年度 第2回 静岡市自家用有償旅客運送運営協議会

- | | | | |
|---|-----|--|--|
| 1 | 日 時 | 令和8年1月19日（金）10:00～12:00 | |
| 2 | 場 所 | 静岡市上下水道局庁舎 7階 71会議室 | |
| 3 | 出席者 | 静岡市社会福祉協議会 常務理事
静岡市都市局都市計画部
交通政策担当部長
静岡市自治会連合会 副会長
静岡市自治会連合会 常任理事
静岡市障害者協会 事務部長兼主幹
静岡市清水地区ボランティア連絡会
しずてつジャストライン株式会社
運行企画部 地域交通課長
ジャストライン労働組合 執行委員長
静岡県タクシー協会 静岡・清水支部
支部長
国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局
運輸企画専門官
静岡県 交通基盤部 都市局地域交通課
主査
静岡市自治会連合会 副会長
静岡市老人クラブ連合会 会長
静岡市保健福祉長寿局
次長兼健康福祉部長
事務局 静岡市 交通政策課
静岡市 福祉総務課 | 小幡 剛弘（会長）
松浦 正裕（副会長）
山本 雅司
中山 治己
山本 佳昭
小川 知子
市川 真也
山田 裕一
根来 晃司
森 愛央（代理）
廣津 知子（代理）
中村 満（欠席）
鈴木 榮（欠席）
松下 龍一（欠席）
松南参与兼課長
三輪課長補佐兼係長
遠藤主査
望月（宏）主査
上原主査
漆畑主査
望月（領）主任主事
市瀬主事
狩野主査 |

静岡市 障害者支援推進課

田口参事兼課長補佐

森田主任主事

静岡市 介護保険課

渡辺係長

井村主任主事

- 4 議事内容 ① 開会
② 会長及び副会長の選出
③ 協議
④ 閉会
- 5 配布資料 ① 次第
② 委員名簿
③ 座席表
④ 資料 1 ～ 5、参考資料 1 ～ 3
- 6 会議記録

○**開会【事務局】** 交通政策課：三輪課長補佐

- ・ 配布資料の確認
- ・ 会議の成立報告（14名の委員のうち、11名の出席（うち代理2名））
- ・ 静岡市自家用有償旅客運送運営協議会の趣旨について説明

○**会長及び副会長の選出**

会長は静岡市社会福祉協議会 小幡常務理事

副会長は静岡市都市局都市計画部 松浦交通政策担当部長
が選出された。

○**議事録の確認者の決定**

議事録の確認は、静岡県タクシー協会 静岡支部・清水支部 支部長
根来 晃司委員
に決定した。

議題 1：福祉有償運送事業の新規登録について

(申請者) 特定非営利活動法人 かがやき

【小幡会長】

議題 1、福祉有償運送事業の新規登録について、ご協議いただきます。

なお、協議の進め方について、まず申請者が説明し、次に質疑応答を行います。その後、申請者は退場し、改めて委員のみにて協議する流れになります。

では、「特定非営利活動法人 かがやき」様、説明をお願いします。

【申請者】 特定非営利活動法人 かがやき：青柳氏

福祉有償運送の新規登録申請にあたり、協議をお願いします。(資料 1 参照)

～主な説明内容～

○福祉有償運送を実施することが必要な理由

就労継続支援 B 型事業所である本施設において、加齢による身体能力の低下や障害程度の進行により自ら公共交通機関を利用して通所を行うことが困難になったり、保護者の高齢化により家族送迎が難しくなる会員が増加してきた。

また、災害等において、公共交通機関の運休や家族送迎が期待できない等の理由により会員に帰宅困難が生じる場合に備える必要もある。

上記のような事情を踏まえ、利用者の交通手段の確保を継続的なものとするため福祉有償運送を実施する必要がある。

○福祉有償運送の内容

- ・事業所及び事務所を静岡市葵区若松町に設置している。
- ・料金については、1 回あたりの運送が 5 k m 未満で 200 円、5 ～ 10 k m 未満 250 円、10 k m 以上 300 円と設定している。
- ・令和 8 年 4 月以降に福祉有償運送の必要がある利用者は 19 人を見込んでおり、普通乗用車 2 台及び軽自動車 1 台の計 3 台で送迎を行う。
- ・運転手は、既に研修を受けた施設の職員 4 名及び講習受講予定の 2 名の計 6 名が担当する。

【小幡会長】

所管課から補足説明をお願いします。

【事務局】 障害者支援推進課：森田主任主事

2 点補足させていただきます。

1点目は旅客についてですが、19名全員が障害の要件を満たしていることを確認済みです。

2点目は送迎のルート及び範囲ですが、事業所が若松町にあり、事業所と会員の自宅を送迎することになります。会員には、清水区の淡島、葵区の産女、駿河区の丸子など運行のルート及び範囲は多岐にわたることになります。

【小幡会長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

【森委員】

3点お伺いいたします。

1点目は旅客の範囲ですが、療育手帳を持たれている方のみとのこととお伺いしていますが、その他身体障害者などは含まないということでもよろしかったでしょうか。

2点目は、運転手についてですが、4名は資格取得済みで2名はこれから受講する予定とお伺いしました。受講予定の講習のスケジュールなどが決まっていれば教えて頂きたいです。

3点目は、旅客から収受する対価ですが、こちらに関して金額的には全く問題ない金額であります。しかし、個人的な所管として金額体はかなり低く設定されている印象を受けています。この福祉有償運送を始めるきっかけが営利を目的としない運送と伺っていますが、登録をしていただく以上、ある程度のその事業の継続可能性というところはしっかりと把握をさせていただきたいというところがございますので、こちらに関して確認させていただきたいです。

【申請者】 特定非営利活動法人 かがやき：青柳氏

1点目については、利用者は療育手帳を全員が持っていますが、身体障害をお持ちの方はいません。

2点目については、2名は清水区のスルガ自動車学校で受講予定であり、令和8年度の最初の講習を受講することを検討しています。しかし、開催日が決まっておらず、日程は未定です。令和8年度は、4名で送迎を行い、他2名については、受講次第送迎を担当します。

3点目の旅客から収受する対価ですが、始めようと考えたきっかけは、バスが1日に5便のみの地域から通われている利用者の交通手段の確保のためです。対価については、現在施設利用者の負担が大きくなっており、それを考慮したうえで一時的に設

定させていただきました。

【申請者】 中山委員

料金の収受方法を教えてください。

【申請者】 特定非営利活動法人 かがやき：青柳氏

利用毎に徴収するのではなく、1か月ごと利用回数に応じた金額を徴収します。

【小幡会長】

その他、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

以上で特定非営利活動法人 かがやき様からの説明は終了とさせていただきます。協議結果につきましては事務局より連絡いたします。

では、ご退場とさせていただきます。ありがとうございました。

～申請者退場～

【小幡会長】

ただいま、特定非営利活動法人 かがやき様からの説明をしていただきましたが、委員の皆様から本件につきまして何かご意見などございましたら改めてお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

【松浦委員】

先ほどの質疑の中で静岡運輸支局様の考え方を教えて頂きたいです。経営の継続性という観点で質問されたかと思うのですが、その判断をする上でのベースとなるものがあれば教えて頂きたいです。

【森委員】

目安があるわけではないのですが、この5キロ未満200円という金額はかなり低価格で設定をされております。どれだけ利用があったとしても赤字が増え続けてしまうこともございますので、確認させていただいたところが先ほどの質問の趣旨でございます。しかし、特定非営利活動法人 かがやき様に関しては収益の確保できる別の事業体があると伺っていますので、ここに関しては問題ないのかなと考えています。

【松浦委員】

ありがとうございます。運送の対価については非常に難しい点だと感じております。

別事業をされていることも含めた全体的な経営ということで判断されたということによろしいでしょうか。

【森委員】

はい、そのとおりです。

【小幡会長】

私も、この有償の送迎のみで事業の継続を判断することは非常に難しいのではないかと思います。全体の経営の中で判断する必要があるのではないかと思います。利用者の交通手段の確保という点で、必要性が確認できました。

委員の皆様、その他ご質問等ございますでしょうか。

無いようですのでそれでは、「特定非営利活動法人 かがやき」の新規登録につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

承認の委員は挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

ありがとうございます。本件は、承認されました。

議題1 「特定非営利活動法人 かがやき」の福祉有償運送事業の新規登録については、承認された。
--

議題2：福祉有償運送事業の新規登録について

(申請者) 株式会社 なごみ

【小幡会長】

議題2、同じく福祉有償運送事業の新規登録について、ご協議いただきます。では、「株式会社 なごみ」様、説明をお願いします。

【申請者】 株式会社 なごみ：石田氏

福祉有償運送の新規登録申請にあたり、協議をお願いします。（資料 2 参照）

～主な説明内容～

○福祉有償運送を実施することが必要な理由

本事業所は、利用者自宅に訪問する居宅介護を実施しているが、利用会員である身体障害者の方が、生活上で通所サービスの利用が必要であるにも関わらず家族送迎が期待できない場合又は生活介護施設が送迎を担えない場合には、当該会員は移動手段がないことを理由に通所サービスの利用を断念せざるを得ない状況にある。

そのため、本事業所自身が運送を担える環境を整え、利用会員の方がサービスの利用を諦めることなく心身の健康改善を実現できるようにするため、福祉有償運送を実施する必要がある。

○福祉有償運送の内容

- ・運送の区域は静岡市を発着地とする区域を予定。
- ・料金については、10分ごと200円と設定している。
- ・令和8年4月以降に福祉有償運送の必要がある利用者は19人を見込んでおり、リフト付き車両1台を用いて利用者3名の送迎を行う。
- ・運転手は、これから講習の受講を予定している3名が担当する。

【小幡会長】

所管課から補足説明をお願いします。

【事務局】 障害者支援推進課：森田主任主事

先ほどと同様に2点補足させていただきます。

1点目は旅客についてですが、会員数は3名で全員が障害者手帳の1級をお持ちということのため、会員の要件は満たしております

2点目は送迎のルート及び範囲ですが、事業所の所在地が駿河区丸子新田にございまして、利用者は事業所近辺に住まわれています。先ほどの事業所さんと異なる点は、通所ではなくその方が行きたい場所に載せていく移動支援で、その方の用途によって送迎のルートや範囲が若干異なる形にはなりますが、基本的には静岡市内を想定しております。以上になります。

【小幡会長】

運転手についてですが、講習受講予定者が3名ということですが、今後受講される

ということでお間違いないですか。

【申請者】 株式会社 なごみ：石田氏

はい、そのとおりです。

【森委員】

3点お伺いいたします。

1点目は、旅客の範囲について、皆様が障害者手帳をお持ちとのことですが、その他今後利用される方はいるのか確認したいです。

2点目は、運転手の方の講習の日時が決まっていれば教えてください。

3点目は、旅客から収受する対価についてかなり設定が低めと感じますが、設定した理由があれば教えてください。

【申請者】 株式会社 なごみ：石田氏

1点目の利用者については、身体障害のある方以外の利用は考えていません。あと1名利用が増える可能性はありますが、対応できる職員も限られているため、3名から4名で考えております。

2点目の講習の予定については、まだ具体的には予定の時期を決めていないため、来月あたりに福祉有償運送を開始する予定のことを考慮して早ければ来月あたりに3名とも受講を考えています。

3点目は対価についてですが、福祉有償運送をメインに実施するのではなく介護サービスのプラスアルファとして実施していくことを考えています。そのため、10分毎200円で設定しました。

【森委員】

ありがとうございます。

【小幡会長】

講習の受講日について予定が決まっていないとの回答でしたので、早期に決めていただき事務局に連絡をしていただくようお願いいたします。

【申請者】 株式会社 なごみ：石田氏

分かりました。

【小幡会長】

協議を引き続き続けます。

他にご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

【山本委員】

旅客の対価についてですが、対象となる送迎時間は事業所から利用者の家、目的地、旅客の家、最後に事業所へ戻る一連の時間なのか、それとも、利用者の家から目的地の往復なのか、教えてください。

【申請者】 株式会社 なごみ：石田氏

利用者のご自宅から目的地までの往復が対象です。

【小幡会長】

利用者が目的地として設定する場所としてはどのような場所が想定されますか。

【申請者】 株式会社 なごみ：石田氏

生活介護の送迎の場合が挙げられます。また、その他に移動支援で静岡市内の街中へ送迎することを想定しています。

【小幡会長】

自宅から生活介護施設に通うまでの部分ということと、プラスアルファで、利用者の希望に沿った場所に連れていくために利用するということですね。

【申請者】 株式会社 なごみ：石田氏

はい、そのとおりです。

【小幡会長】

ありがとうございます。

その他、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

以上で株式会社 なごみ様からの説明は終了とさせていただきます。協議結果につきましては事務局より連絡いたします。

では、ご退場とさせていただきます。ありがとうございました。

～申請者退場～

【小幡会長】

ただいま、株式会社 なごみ様からの説明をしていただきましたが、委員の皆様から本件につきまして何かご意見などございましたら改めてお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

【中山委員】

旅客の対価について質問です。

10分毎200円ということでしたが、例えば、金融機関で用事を終わらせて戻ると車両に戻ると30分経っているということも想定されます。その場合、往復で1,000円を超えることも想定されます。この時間の対象には移動時間が含まれるのか、この料金体系は妥当なのか教えてください。

【事務局】

待機時間が送迎時間の対象であるのかについては、後日事業者を確認してご回答させていただきます。

参考までに、参考資料3にて各自家用有償旅客運送事業者の送迎料金が確認できます。当資料によると、10分毎200円で送迎されている事業者が既におり、その事業者がどういった理由でその料金を設定したのかは不明ですが、この料金体系が初めてのケースではないことを補足させていただきます。

【中山委員】

参考資料3に記載の同じ料金体系の事業者は清水区宍原が事業所の所在地です。宍原はどちらかという山間地であり今回の待ち時間が多く発生しそうな街中に出向くというケースは少ないと考えられます。そのため、参考資料3に記載の同じ料金体系の事業者は比較対象にはならないと思います。

【小幡会長】

この制度は、移動のための制度であるため、待機時間の部分を含めるのかという点と高額な料金になってしまいかという心配があるという受け止めをさせていただいてよいでしょうか。

【中山委員】

はい、そのとおりです。

【小幡会長】

それでは中山委員のご指摘については、まず事務局から申請者に利用者の負担についてはどのように考えているのか後日確認をしていただくこととします。

その回答を委員へお伝えしていただき、了解を得るといった進行とさせていただきます。

他にご質問ございますでしょうか。

【山田委員】

1点目が受講予定者の受講の時期が運行開始の3月1日に間に合うのかという点です。

2点目が資料2裏面記載の福祉有償運送が必要な理由にて記載の内容に加えて、別途目的地を指定されており、福祉有償運送の用途、目的を拡大解釈されているのではないかと感じましたが、その点は問題ないでしょうか。

【事務局】

1点目については、まだ講習の予約をとれていないということでしたので、その点を含め確認させていただきます。

2点目の目的については、おっしゃる通り福祉有償運送は通所サービスの利用が前提ということになっておりますので、確認させていただきます、事務局から連絡させていただきます。以上になります。

【山本委員】

事務局に確認していただきたいのですが、先ほどから移動支援という言葉が何度か出てきました。車両を使った移動支援というものを想定していると思うのですが、申請者がサービスを混同している可能性がございます。

移動支援サービスというものが社会福祉、障害福祉サービスの制度と混同されるといけませんので、この点の確認をよろしくお願いします。

【森委員】

今回の申請者は株式会社ですが、自家用有償旅客運送の申請を行うことができるも

のは定められており、株式会社は定められている団体には含まれていません。
その点については、どのようなご判断をされているのか教えてください。

【事務局】

その点については、確認し後日連絡させていただくこととさせていただきます。

【小幡会長】

それでは、ただいま挙げられた確認事項である研修スケジュールについて、旅客の対価における利用者の負担について、福祉有償運送の利用目的、そして申請者が道路運送法施行規則にて定められている自家用有償旅客運送の実施が可能な団体であるのかという点についての計4点を確認できないと委員の皆様も承認の判断をできかねると判断し、まずは事務局の方で確認をいただいた上で、再度協議を行う形といたします。

【事務局】

ただいまの協議については、会長のおっしゃる通りこの場では判断が難しいため、後日書面会議という形を取らせていただきます。よろしく願いいたします。

議題2「株式会社 なごみ」の福祉有償運送事業の新規登録については、再度書面にて協議を行うこととした。

議題3：福祉有償運送事業の有効期間の更新について

(申請者) 特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら

【小幡会長】

議題3、福祉有償運送事業の有効期間の更新について、ご協議いただきます。
この件については、所管課からご説明をお願いします。

【障害者支援推進課】

福祉有償運送事業の有効期間の更新にあたり、協議をお願いします。

(資料3参照)

～主な説明内容～

○更新内容について説明

○登録内容の軽微な変更点を説明

【小幡会長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

無いようですのでそれでは、「特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら」の有効期間の更新につきましては、承認ということによろしいでしょうか。
承認の委員は挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

ありがとうございます。本件は、承認されました。

議題3 「特定非営利活動法人 清水障害者サポートセンターそら」の福祉有償運送事業の有効期間の更新については、承認された。

議題4：福祉有償運送事業の有効期間の更新について

(申請者) 認定NPO法人 生き生きネットワーク

【小幡会長】

議題4、同じく福祉有償運送事業の有効期間の更新について、ご協議いただきます。所管課は、ご説明をお願いします。

【介護保険課】

福祉有償運送事業の有効期間の更新にあたり、協議をお願いします。

(資料4参照)

～主な説明内容～

○更新内容について説明

○登録内容の軽微な変更点を説明

【小幡会長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

無いようですのでそれでは、「認定NPO法人 生き生きネットワーク」の有効期間の更新につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

承認の委員は挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

ありがとうございます。本件は、承認されました。

議題4 「認定NPO法人 生き生きネットワーク」の福祉有償運送事業の有効期間の更新については、承認された。

議題5：交通空白地有償旅客運送の導入に係る協議をする会議体について

【小幡会長】

議題5、交通空白地有償旅客運送の導入に係る協議をする会議体について、ご協議いただきます。

交通政策課は、ご説明をお願いします。

【交通政策課】

(資料5参照)

～主な説明内容～

- 当該交通空白地有償運送導入地域らをはじめとする路線退出又は路線再編を伴う地域における交通空白地有償運送の導入に関する協議は、静岡市地域公共交通会議において実施することを説明
- 来年度から導入を予定している小島地区、大河内地区・梅ヶ島地区の事業概要の説明

【小幡会長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

それでは、「交通空白地有償旅客運送の導入に係る協議をする会議体について」は、承認ということでよろしいでしょうか。

承認の委員は挙手をお願いいたします。

～全員挙手～

ありがとうございます。本件は、承認されました。

**議題5「交通空白地有償旅客運送の導入に係る協議をする会議体について」
は、承認された。**

それでは、本日の議事は以上となります。ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 交通政策課：三輪課長補佐

小幡会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、ご協議ありがとうございました。

事務局から3点ご報告がございます。

1点目は、議題2「株式会社 なごみ」の福祉有償運送事業の新規登録については所管課及び事務局にて本日挙げられた点を確認し、それを踏まえたうえで書面協議を開催いたします。よろしく願いいたします。

2点目は、来年度4月1日から静岡市において自家用有償旅客運送の登録に関する許認可についての国土交通省からの権限移譲を行いますので説明いたします。

今後、自家用有償旅客運送がますます重視されていく点を踏まえまして、運行の支援を静岡市の方では実施をしていくのですが、実際の登録申請については、国土交通省の方に申請となっており、申請者が戸惑われたりすることがございますので、この運行の開始前の企画支援から登録申請までシームレスなワンストップの支援の手続きが実施できるようにするため静岡市が権限移譲を受けまして、国土交通省が現在担っている自家用有償旅客運送の登録に関する事務を引き継ぐことを検討しています。

手続きについては12月の下旬頃に申し出を国土交通省から出ささせていただいており、その申し出について現在国土交通省の方で審査を進めていただいています。もし申し出の通りに許認可が通った場合は、4月1日から自家用有償旅客運送の登録に関する事務は運輸支局から静岡市へ移ることとなります。

報告については以上となります。

よろしく願いします。

3点目は、承認を受けた3事業者の今後の手続きについてですが、後日事務局から

協議が調ったことを証する書類を交付し、この書類と合わせ運輸支局に各自申請していただく流れとなっています。書面会議となった協議事項についても、協議が調い次第、同様の手続きをしていただきます。

○事務連絡・閉会 【事務局】 交通政策課：三輪課長補佐

委員の皆様、ありがとうございました。それでは、本日の会議は閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

以上

確認

会長 小幡 剛弘

委員 根来 晃司